

一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟

規 程 集

一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟

規 程 集

	目 次	
1. 定款		1頁
2. 入社規程		11頁
3. 理事会規程		12頁
4. 経理規程		14頁
5. 審査員規程		18頁
6. 審査員規程施行細則		25頁
7. 役員推薦及び選任規程		30頁
8. 競技規程		31頁
9. 団体会員規程		53頁
10. 名誉顧問規程		55頁
11. 賛助会員規程		57頁
12. 協力団体規程		58頁
13. 復会規程		60頁
14. チェッカー委員規程		61頁

一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟(略称 JBDF 東部、以下本法人という)と称し、英文名を The East Japan Ballroom Dance Federation (略称 EJBDF)という。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本法人は、日本国内におけるボールルームダンス及びその技術の発展と普及を図り、もって国民の心身の健全な発達に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ボールルームダンスの普及及び指導
- (2) ボールルームダンスの各種競技会の開催
- (3) ボールルームダンスの競技規則の制定
- (4) ボールルームダンス競技に関する記録の認定及び管理ならびに表彰
- (5) ボールルームダンスに関する研修会及び講習会の開催
- (6) ボールルームダンスの指導者認定試験の実施
- (7) ボールルームダンスの審査員の認定及び研修
- (8) ボールルームダンスの音楽及び映像の事業その他出版物の刊行
- (9) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本法人は以下の都県を管轄する区域とし、当該都県の各ボールルームダンス連盟(以下都県連盟という)は本法人の協力団体となることができる。

東京都	神奈川県	千葉県	茨城県	栃木県	埼玉県
群馬県	長野県	新潟県	山梨県	福島県	宮城県
山形県	秋田県	岩手県	青森県		

2 前項の協力団体に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第3章 法人の構成員

(法人の構成員)

第6条 本法人の構成員は次の通りとする。但し(1)に定める社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

なお、社員と各会員はそれぞれ複数の地位を兼ねることができる。

- | | | |
|-----|--------|-----------------------------------|
| (1) | 社員 | 本法人の目的に賛同して入社した個人 |
| (2) | 特別選手会員 | 本法人に選手登録している選手で、本法人の目的に賛同して入会した選手 |
| (3) | 一般選手会員 | 本法人に選手登録している選手 |
| (4) | 団体会員 | 本法人の目的に賛同する技術団体及びその他の団体 |
| (5) | 名誉会員 | 本法人の目的に賛同する学識経験者 |
| (6) | 賛助会員 | 本法人の目的に賛同し、事業の推進を援助する意志を有する者 |

(入社)

第7条 社員となるには、所属する都県連盟会長及び他の社員2名の推薦を得た上で、所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 一般選手会員が特別選手会員となるには、所属する都県連盟会長及び他の社員2名の推薦を得た上で、所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 団体会員、名誉会員又は賛助会員となるには、他の社員1名の推薦を得た上で、所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(社員の会費)

第8条 社員は本法人の目的を達成するため、社員総会において別に定める会費を支払う。

- 2 本法人に多大な貢献のあった社員について、社員総会の決議により前項の会費負担を免除することができる。

(社員以外の会員の会費等)

第9条 特別選手会員及び一般選手会員は、事業年度末までに、理事会で別に定める選手登録料を納入して選手登録をしなければならない。

- 2 特別選手会員は、前項の選手登録料とは別に、理事会で別に定める会費を納入する。
- 3 団体会員及び賛助会員は、理事会で別に定める会費を納入する。

(構成員の権利義務)

第10条 社員は、本法人が行う事業に参加する権利を有するとともに、本法人の事業及び活動に積極的に協力し、本法人が定める諸規程の他、その所属する公益財団法人日本ボールルームダンス連盟(以下「本部連盟」という。)及び都県連盟が定める諸規程を遵守する義務を負う。

- 2 特別選手会員は、本法人が行う事業の内、理事会が別に定める事業に参加する権利を有するとともに、本法人の事業及び活動に積極的に協力し、本法人が定める諸規程の他、その所属する本部連盟及び都県連盟が定める諸規程を遵守する義務を負う。

- 3 本法人が開催する競技会には、基本的に特別選手会員及び一般選手会員が出場する権利を有する。
- 4 団体会員は、理事会の決議により本法人の事業の分掌を行うことができる。
- 5 賛助会員の権利義務は、理事会で別に定める

(審査員の資格等)

第11条 本法人に、ボールルームダンスの審査を行う審査員を置く。

- 2 審査員の資格等の詳細は、理事会の決議を経て別に定める。

(任意退社)

第12条 社員を含めた構成員は、理事会に届出をすることにより、任意に退社をすることができる。

(除名)

第13条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、本定款第22条の社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(社員資格の喪失)

第14条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条に定める会費の納入が連続して2年以上なされなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 決算の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 社員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

第17条 社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎事業年度の終了後2ヵ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の承認に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集は、議案の種類、日時及び場所を示して、開催2週間前までに、社員に通知しなければならない。
- 3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名したものがこれにあたる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1人に1個とする。

- 2 特別選手会員・一般選手会員・団体会員・名誉会員・賛助会員は、社員として承認された会員を除いて社員総会における議決権はないものとする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の総議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。但し、社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を本条及び次条の議決権の数に算入する。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに前1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(特別決議)

第22条 前条の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第23条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を第21条及び第22条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会に出席した社員の中から選任された2名の議事録署名人が、記名捺印する。

第5章 役員

(役員の配置)

第25条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以上40名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、本項の会長を一般法人法上の代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち5名以内を副会長とし、本項の副会長を一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は本法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、他の役員を兼任することはできない。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 代表理事の再任は3期6年を限度とする。

(役員の定年)

第30条 本法人の役員の定年は、理事会の決議を経て別に定める。

第6章 顧問・名誉顧問・相談役

(顧問・名誉顧問及び相談役)

第31条 顧問・名誉顧問及び相談役は、理事会の決議により選任する。

(顧問及び名誉顧問・相談役の職務)

第32条 顧問は、本法人の重要な事項について代表理事に建議し、代表理事の提示した問題について助言する。

- 2 名誉顧問は、本法人に多大な功労のあった社員の中から理事会の決議により代表理事が委嘱する。
- 3 名誉顧問は、本法人の業務に関する重要な事項について、名誉顧問会議を通して助言及び提案をする。
- 4 名誉顧問のその他の規定は、理事会の決議により別に定める。
- 5 相談役は、本法人の業務に関する重要な事項について、代表理事の相談に応じる。

第7章 理事会

(理事会)

第33条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、社員総会で選任されたすべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名したものがこれにあたる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代表理事と、代表理事より議事録署名人に指名された理事2名と監事は、前項の議事録に記名捺印する。

(各部)

第39条 本法人理事会内に、各部を置く。

- 2 各部と業務内容については、理事会の決議を経て細則に規定する。

第8章 その他の会議

(会議の種類と構成員)

第40条 本法人の、その他の会議の種類は、次の通りとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 業務執行理事会 | 代表理事及び業務執行理事と監事 |
| (2) 名誉顧問会議 | 代表理事及び業務執行理事と名誉顧問、監事 |
| (3) 都県連盟長会議 | 代表理事及び業務執行理事と都県連盟長、監事 |
| (4) 団体長会議 | 代表理事及び業務執行理事と各団体長、監事 |
| (5) 選手会との連絡会議 | 代表理事及び業務執行理事と選手会役員、監事 |
| (6) 各種委員会 | 理事会の決議により選任された委員長及び委員 |

(会議の招集)

第41条 前条1号から5号までは代表理事が、6号は委員長が招集するものとする。

(議長)

第42条 第40条に定める各会議の議長は、1号から5号までは代表理事及び代表理事が指名した者、6号は委員長がこれにあたる。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会に提出して、その内容を報告しなければならない。

- 2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が書類を作成し、監事の監査を受け、次の書類は理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第5号については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類及び監査報告を、主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。
- 3 本法人は、剰余金の分配はできないものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 本法人に事務局を配置し、事務員を雇用し本法人の事務全般の業務を行うものとし、その職制及び就業規則等の運用規定は、理事会の決議により別に定めるものとする。

- 2 事務局の人事は、次の通りとする。
- (1) 事務局局長 1名
 - (2) 事務局次長 1名
 - (3) 事務員又は嘱託 若干名

(選任委員会)

第47条 本法人事務局内に、役員選任委員会を置く。役員選任委員会に関わる必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本法人の公告は、電子公告による方法とする。ただし、本法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、本定款第22条の社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本法人は、本定款第22条の社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 附 則

(施行日)

第51条 この定款は、本法人の成立の日から施行する。

(成立時入社を認められる社員)

第52条 第7条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日における「日本ボールルームダンス連盟 東部総局」の会員は、本法人の成立後第一回目の理事会において入社の承認を得ることにより、当法人の社員となる。

(成立当初事業年度)

第53条 本法人の成立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成26年12月31日までとする。

(設立時役員の任期)

第54条 設立時の理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 設立時の監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時社員)

第55条 設立時社員の氏名及び住所は次の通りとする。

石原 久嗣

(以下氏名・住所 略)

(設立時役員)

第56条 本法人の設立時役員は、次に掲げる者とする。

設立時代表理事 石原 久嗣
(以下氏名 略)

以上 一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟設立に際し、設立時社員石原久嗣他39名の定款作成代理人である司法書士本城 徹は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

2014 年(平成26年)7月10日(認証日:2014 年7月11日)

設立時社員

石原 久嗣
(以下氏名 略)

上記設立時社員40名の定款作成代理人
横浜市港北区菊名六丁目12番12号
司法書士 本 城 徹

入社規程

(入社申請書類等)

第1条 本法人への入社申請に要する所定の書類一式は、所定の事項を記入の上、本法人代表理事宛に申請するものとする。

2 社員用・入社書類一式

- (1) 本法人入社申込書……………別票
- (2) 本法人審査委員会入会申請書(有資格者)……………別票
- (3) 履歴書……………別票
- (4) 都県連盟長承認書(都県連盟長承認印)……………別票
- (5) 公益財団法人日本ボールルームダンス連盟入会申請書……別票

(入社年月日)

第2条 入社年月日は、本法人理事会で承認された日とする。

付則 2014年(平成26年)11月27日 理事会承認

※本法人への入・退社他、各種届出書類については、一般社団法人
東部日本ボールルームダンス連盟 事務局へお問い合わせ下さい。

理事会規程

(各部)

第1条 本法人・定款第 39 条に規定する、各部と業務内容は、下記の通りとする。

(1) 総務部(部内に人事課を置く)

- ① 本法人の総務全般業務
- ② 開催・イベント、選手権大会・競技会の総務業務
- ③ 都県連盟からの文章の送受信
- ④ 連盟・都県連盟からの各種通達事項の送受信

(2) 経理部

- ① 本法人・経理に関する全般業務
- ② 会計年度内の収支決算及び予算書の作成
- ③ 経理規程の運用と管理業務

(3) 競技部

- ① 公認・選手権大会及び競技会の競技に関する全般業務
- ② 法人調査委員会に関する全般業務

(4) 企画事業部

- ① 開催・各イベント及び選手権大会・競技会の構成・演出
- ① ダンスに関する新規事業の立案と運営業務
- ② 各・イベント、選手権大会及び競技会での商品販売・管理・運営業務

(5) 渉外部

- ① 諸外国との折衝業務及び関連業務
- ② 招聘に要する書類の作成及び証明申請書の作成
- ③ その他、国内外の渉外に係わる業務

(6) 普及広報部(部内に資料課を置く)

- ① 社員総会及び理事会の議事録の作成
- ② 開催・各イベント、選手権大会のポスター、プログラム等の作製
- ③ ボールルームダンス全般の過去の資料収集と保管管理
- ④ マスメディアを介した競技ダンスの内容説明、参加の方法等の告知業務
- ⑤ アマチュア各層への競技ダンスのPR業務

(7) 採点管理部

- ① 公認・選手権大会及び競技会の採点管理に関する全般業務
- ② 法人外に於けるコンピューターの研修と採点管理者の派遣業務

(8) 審査部

- ① 審査委員会からの審査に関する通達事項の受理並びに報告と委託された事項
- ② 事業年度内の審査員の割振及び役員の配員等に関する事項
- ③ 審査員の研修・養成と認定に関する事項
- ④ チェッカーの養成及び認定に関する事項
- ⑤ 審査上生じた諸問題の解決等に関する事項
- ⑥ その他理事会に於いて、その職務とされた事項

(10) 資格審議部

- ① 会員の入会、休会、復会、退会等の会員管理に関する事項
- ② 会員の資格認定に関する事項
- ③ 審査員の入会と資格に関する事項
- ④ 各級試験委員及び講師の選任と連盟への推薦に関する事項
- ⑤ 会員の懲戒に関する事項と連盟への報告事項
- ⑥ その他理事会に於いて、その職務とされた事項

2 前項各部は、本法人の代表理事ならびに執行理事が分掌する。

付則 2014 年(平成26年)11月27日 理事会承認

経理規程

(会費規程)

- 1 本法人社員は、次に掲げる入会金及び会費を納入しなければならない。
 - (1) 入会金 20,000 円
 - (2) 会費(年会費) 8,000 円
- 2 会費納入義務は、定款第3章第7条理事会の承認年月日をもって発生するものとし、一旦納入された入会金、年会費は如何なる場合でも返却しない。
- 3 会費の納入は、会計年度末日までとする。
- 4 休会中の会員は、会費を免除される。

(審査員登録料規程)

- 2 本法人に審査員登録申請をし、本法人理事会の承認を得て公認審査員として登録された社員は、次に掲げる審査員登録料を納入しなければならない。
但し、C2級審査員はそのかぎりではない。
 - (1) 新規登録料 5,000 円
 - (2) 年間継続登録料
 - ワンセクションの場合 2,000 円
 - 両セクションの場合 3,000 円
 - (3) 他分野新規登録の場合 5,000 円
- 2 一旦納入された審査員登録料は如何なる場合でも返却しない。
- 3 審査員登録料の納入は、会計年度末日までとする。
- 4 休会中の会員は、審査員登録料を免除される。

(出向費及び旅費・宿泊費規程)

- 3 競技会出向費・交通費及び食事代。(1日は全日、半日は8時間以内)
 - (1) 出向費「全員一律」 1日 10,000 円 半日 7,000 円
 - (2) 食事代「選手会・補助要員を除く全役員」
1日 1,000 円 半日 500 円
- 2 役員手当「出向費にプラスされ支給」
 - (1) 大会会長 1日 10,000 円
 - (2) 大会副会長・委員長・副委員長 1日 8,000 円
 - (3) 審査委員長 1日 6,000 円 半日 3,000 円
 - (4) 各セクション長・他 1日 2,000 円 半日 1,000 円
 - (5) 委託(会員に準じる)
- 3 事務員出向費は、事務局規程による
- 4 選手会・補助要員 1日 9,000 円 半日 6,000 円

(早出及び残業手当)

- 4 一般役員の集合時間より、早出をする役員には早出手当を、残業する役員には残業手当を支給する。

2 早出・その他の手当

- | | | |
|----------|----|---------|
| (1) 早出手当 | 1日 | 1,500 円 |
| (2) 半日役員 | | 500 円 |

- 3 規定時間以上の場合は、割増手当を支給する。

(他広域加盟団体への出向費及び交通費規程)

- 5 他広域加盟団体・都県連盟から支給がない場合。

- | | | |
|-------------------------------------|-------------------|--------------------------|
| (1) 出向費(1) | 1日 | 14,000 円(宿泊を伴う場合) |
| (2) 出向費(2) | 1日 | 9,000 円(当日のみ) 半日 4,000 円 |
| (4) 宿泊費 | 1泊 | 20,000 円迄の実費。 |
| (5) 交通費 | 空路又は陸路(新幹線利用)の実費。 | |
| (6) 法人内都県連盟への出向費及び交通費も(1)、(2)号に準じる。 | | |

- 2 大会役員でない場合の出向については、次の通りとする。

- | |
|----------------------------------|
| (1) 部長以上の役員については、同額を支給(資格審議部も同等) |
| (2) 理事及び監事については、半額を支給(資格審議部も同等) |

(各種会議・会議費規程)

- 6 各種会議の会議費は下記の通りである。但し都県連盟長会議以外は交通費を含む。

- | | | |
|--------------|----|----------------------|
| (1) 4時間以内の会議 | 1人 | 3,000 円(飲物代金を含む) |
| (2) 4時間以上の会議 | 1人 | 4,000 円(食事代金を含む) |
| (3) 都県連盟長会議 | 1人 | 4,000 円(別に交通費の実費を支給) |
| (4) 名誉顧問会議 | 1人 | 4,000 円 |

- 2 会議責任者は、会議の日時、場所、内容、出席者を明記した、会議開催報告書の(別票)と必要の場合は(別票)を、経理部を通じて代表理事に提出のこと。

- 3 出向責任者は、出向の日時、場所、内容、出席者を明記した出向報告書(別票)を、経理部を通じて理事会で報告のこととする。

- 4 会議費及び出向費の請求は、所定の報告書の提出により発生する。

(講習会等の出向費及び交通費規程)

- 7 講習会等の出向費及び交通費については、次の通りとする。

- | |
|-----------------------------------|
| (1) 指導者資格認定試験受講講習会。本部規程により支給する。 |
| (2) その他講習会。競技会出向費・交通費及び食事代規程に準じる。 |

(重複支払事項と報告義務)

- 8 次の事項の重複支払はしないものとする。

- | |
|--|
| (1) 連盟役員については、連盟より支給を受けた場合。 |
| (2) 他公益加盟団体及び都県連盟から支給を受けた場合は、必ず事務局・経理部に報告する。 |

(予算案と予算編成)

- 9 本法人の収支予算書の作成は定款第44条に則り、各部の事業計画に沿って、部長会議に於いて行なう。

(1) 収支予算書の作成及び管理は経理部が行なう。

(補正予算)

- 10 補正予算案の編成は、以下の事由に基づくものとする。

- (1) 予算外の事業で「30 万円」以上の経費を要する場合。
- (2) 予算外で「20 万円」以上の短期備品を購入する場合。
- (3) 前 (1) (2) 項は何れも理事会の承認を必要とする。

(予算外の出金)

- 11 予算外の出金に付いては、理事会の承認を必要とする。

但し、次の場合は、経理部から理事会に事後報告を行うことで、出金を認める。

- (1) 緊急で、尚且つ代表理事が決裁を行った場合。
- (2) 緊急で、「5万円」以下の場合には、経理部長が決裁を行った場合。

(予算内の出金)

- 12 予算内の出金に付いては、各部部長の申請により、経理部長の決裁により出金する。

(予算内の仮払金)

- 13 予算内の仮払金に付いては、各部部長の申請により、経理部長の決裁により出金する。

(事務処理・仮払金)

- 14 事務処理の内、仮払金については、次の通りとする。

- (1) 最終精算日は会計年度末の、12 月 20 日までとする。
- (2) 精算書には精算額と同額の領収書を添付する。
- (3) 領収書のない出金に付いては、本法人所定の領収書に署名・捺印をし、当該部長の決裁とする。

(事務処理・自宅等)

- 15 事務処理の内、自宅等に於いて行なった場合には、事務処理報告書(別票)を提出し、当該部長の決裁により出金する。

(法人役員手当金)

- 16 本法人の役員手当金は、次の通りとする。

- | | | |
|----------|----|----------|
| (1) 名誉顧問 | 月額 | 10,000 円 |
| (2) 代表理事 | 月額 | 50,000 円 |
| (3) 執行理事 | 月額 | 30,000 円 |
| (4) 部長 | 月額 | 20,000 円 |

(5) 理事	月額	10,000 円
(6) 監事長	月額	20,000 円
(7) 監事	月額	10,000 円
(8) 事務局長	月額	10,000 円

2 支給及び支給額(率)については、年度毎に理事会で決議し、社員総会の承認を得るものとする。

(慶弔金規程)

17 本法人役員の老齢祝金は、次の通りとする。(別票)

(1) 満 70 歳(古希)	20,000 円
(2) 満 77 歳(喜寿)	20,000 円
(3) 満 88 歳(米寿)	20,000 円
(4) 満 99 歳(白寿)	50,000 円

2 見舞金 (別票)

(1) 会員(入院 10 日 以上)	10,000 円
(2) 役員(入院 10 日 以上)	20,000 円

3 弔慰金 (別票)

(1) 会員	30,000 円
(2) 配偶者	10,000 円
(3) 役員及び役員経験者は理事会の決議により、付加金を支給することができる。	
(4) 本条の慶弔金の申請手続きは事務局で行ない、総務部及び経理部を通じ理事会で報告し承認を得るものとする。	

(功労金規程)

18 審査員規程第7章第26条に定める審査員定年制により任期満了となった社員に功労金を支給する。

(1) 審査員長	20,000 円
(2) 審査員	10,000 円

2 理事又は監事を5期以上勤め、定年を迎えた社員に功労金を支給する。

(1) 部長以上及び監事長	20,000 円
(2) 理事及び監事	10,000 円
(3) 役員経験者に対し、理事会の承認により付加金を支給することができる。	

3 本条の功労金の申請手続きは事務局で行ない、総務部及び経理部を通じ理事会で報告し承認を得るものとする。

付則 2015 年(平成27年)8月27日 理事会承認

審査員規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人日本ボールルームダンス連盟(以下連盟と称す)審査委員規定第4条の2, 3項に基づき、一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟(以下本法人と称す)所属の公認審査員に関し、審査員となるべき者の認定及び審査員の指名等に関し必要な事項を定める。

(審査部の設置)

第2条 前条に基づき本法人に審査部を置き、審査部規程を制定し、公認審査員の指導及び管理を行うと共に連盟審査委員会の職務を分掌する。

(競技会の審査)

第3条 連盟及び本法人が主催または公認する競技会の審査は、この規程に定める公認審査員の資格を有する者でなければ、原則として行うことが出来ない。

- 2 現役選手は競技会を審査することは、原則として出来ない。
- 3 現役プロ登録選手で、プロフェッショナルダンス教師2級以上の資格を持つ者は、審査部の承認を得て、都県連盟、加盟技術団体、その他連盟または本法人が公認するアマチュア競技会の審査員となる事が出来る。

(審査員の指名)

第4条 前条の競技会の審査員及び審査員長は、本法人に登録された審査員となるべき者の中から、競技会ごとにその種類、性格等に応じ、予め定められたルールに基づき本法人審査部が指名を行う。

第2章 公認審査員の資格

(公認審査員の資格)

第5条 公認審査員となるべき者の資格は、連盟審査員規程第7条、第9条に定めるところによるものとし、連盟の正会員及び採点管理者 1 次資格を有し、次の各号の資格を有する者とする。

- 2 アマチュア A 級公認審査員
 - ①SA 級の認定を受けた者。
 - ②A 級を5年以上継続して保持した者。
- 3 アマチュア B 級公認審査員
 - ①A 級を3年以上継続して保持した者で、JBDFアマチュアダンス指導員1級を有する者。
 - ②B 級以上を8年以上継続して保持した者で、JBDFアマチュアダンス指導員2級以上を有する者。

- 4 アマチュア C 級公認審査員
B 級以上を5年以上継続して保持した者で、JBDFアマチュアダンス指導員1級を有する者。
- 5 プロ A 級公認審査員
①SA 級の認定を受けた者。
②A 級を 5 年以上継続して保持した者。
③A 級を断続しても 5 年以上保持し、JBDF プロフェッショナルダンス教師 2 級以上の資格を有する者。
- 6 プロ B 級公認審査員
①A 級を 3 年以上継続して保持し、JBDF プロフェッショナルダンス教師 2 級以上の 資格を有する者。
②B 級以上を 10 年以上継続して保持した者。
③B 級以上を 8 年以上継続して保持し、JBDF プロフェッショナルダンス教師 2 級以上の資格を有する者。
④A 級を断続しても 3 年以上保持し、JBDF プロフェッショナルダンス教師 1 級の資格を有する者。
⑤B 級以上を断続しても 8 年以上保持し、JBDF プロフェッショナルダンス教師 1 級の資格を有する者。
⑥B 級以上を断続しても 10 年以上保持し、JBDF プロフェッショナルダンス教師 2 級以上の資格を有する者。
- 7 プロ C 級公認審査員
①B 級以上を断続しても 5 年以上保持し、JBDF プロフェッショナルダンス教師1級の資格を有する者。
②C 級以上を断続しても 15 年以上保持し、JBDF プロフェッショナルダンス教師1級の資格を有する者。
③ブロック及び、都県連盟規程により推薦された者。

(公認審査員資格の効力と凍結)

- 第6条 前各号の資格を有したプロで、選手を引退した者は、その時から 2 年以内に公認審査員の認定申請をしなければ、その資格は喪失する。
但し、アマチュア公認審査員はそのかぎりではない。
- 2 前号の資格を有し、そのセクションを引退し、他のセクションで現役を続ける場合は、定められた申請によりその資格を凍結する事が出来る。
- 3 前号で凍結した審査員資格は、現役を引退した時に発生する。

(公認審査員の認定)

- 第7条 公認審査員になるべき者は、所定の申込申請書を本法人へ提出し、理事会の承認を得て、第11条2項、3項に定める研修を修了した後、連盟の資格審議委員会の審議、及び理事会の承認を受けなければならない。
- 2 SA 級で有った者は、本法人理事会の承認を得た後、連盟の資格審議委員会の審議及び理事会の承認の申請をすることが出来る。
- 3 公認審査員の認定申込申請をすることが出来るのは、資格を有する選手登録から変動の有った、その時から2年以内に限る。
但し、アマチュア公認審査員はそのかぎりではない。

(公認審査員の昇級)

第8条 公認審査員の昇級は、連盟審査員規程第14条、第14条2項、及び審査員規程施行細則第8条に定めるところによるものとする。

- 2 公認審査員の昇級は、定められた推薦基準により昇級することが有る。

(公認審査員資格の区分)

第9条 公認審査員は、ボールルーム及び、ラテンに区分され、それぞれの審査員資格とする。

またボールルームまたは、ラテンセクションの1分野の審査員資格を有する公認審査員は、次による規程により他分野の審査員資格を得る事が出来る。

- 2 取得した審査員資格で5年以上の審査経験を経た者。
- 3 得ようとする他分野の競技実績が、C級以上を3年以上継続して保持し、プロフェッショナルダンス教師2級以上の資格を有する者。
- 4 前各項の条件を満たし、所定の申込申請書を本法人へ提出し、理事会の承認を得て、第11条4項に定める研修を修了した後、連盟の資格審議委員会の審議、及び理事会の承認を受けなければならない。
- 5 暫定処置を次の通り行う。
3項の競技実績の条件を満たさない者で、他分野の認定を受けることの出来る公認審査員は、平成21年12月31日の時点で公認審査員としての登録をしている者に限る。

第3章 資格認定講習と研修

(資格認定講習)

第10条 公認審査員資格の認定を受けようとする者は、資格認定のための講習を受けなければならない。

(研修及び講習)

第11条 公認審査員となるためには、所定の審査員研修及び業務研修を受けなければならない。

- 2 公認審査員研修は、本法人公認のD級競技会にて合計6回の審査員研修、及び本法人公認の競技会にて3回の業務研修を3期(1期は半年)以上で修めなければならない。
- 3 現役時代にSA級で有った者は、その分野での審査員研修は免除されるが3回の業務研修、また他分野での審査員資格が有る者は、その分野での審査員研修を4回修めなければならない。尚、業務研修終了前にも審査業務が出来る。
- 4 第9条4項に規定する、他分野の認定を受ける者は、本法人公認のD級競技会にて合計2回の審査員研修を修めなければならない。
- 5 第8条に規定する、昇級の認定を受ける者は、本法人公認の競技会にて合計2回の審査員研修を修めなければならない。
- 6 全ての研修は審査部立会のもとで行わなければならない。
- 7 公認審査員の義務講習が設定された場合は、全ての公認審査員は受講しなければならない。

第4章 公認審査員の義務及び懲戒

(審査の受諾)

第12条 国際的競技会の審査を行う者は、予め全国審査員会の承認を得なければならない。

- 2 公認審査員個人に海外より審査の依頼があった場合においても、全国審査員会の承認を得なければならない。
- 3 全国審査員会への承認届は、審査部を通じて行うものとする。

(公認審査員の義務)

第13条 公認審査員は公明・厳正に採点し、かつ誤審のないように採点をする義務を有する。

- 2 公認審査員は、連盟及び連盟加盟団体と利害相反する類似団体(及び機関)が開催する競技会等において、原則として審査をしてはならない。
- 3 公認審査員は、連盟及び連盟加盟団体が主催または、公認する以外の競技会の審査を行うときは、自身又は主催者から書面により本法人審査部を通じて全国審査員会に届け出て、承認を得なければならない。
- 4 他連盟加盟団体に於ける競技会において、単独審査又は審査員長にあたる者は、A級公認審査員の資格を有していなければならない。
- 5 公認審査員は、自身が担当する競技会の審査をすることを、選手その他の者に知らせてはならない。
- 6 公認審査員は、4親等以内の親族を審査することは出来ない。
4親等以内の親族が選手として出場するおそれのあるときは、事前に審査部へ届け出る義務を有す。
- 7 公認審査員は、自身が所属する法人及び都県連盟以外から審査の依頼があった場合には、遅滞なく審査部へ報告しなければならない。

(資格の停止等)

第14条 公認審査員に、第12条及び第13条に反する行為があったとき、及び第15条に定める行為のあった者は、第5章に定める審査員審議委員会の判定により、懲戒の処分を受けることがある。

- 2 本法人及び審査員会を、休会した者は、公認審査員の資格を停止される。
- 3 本法人及び審査員会を、退会した者は、審査員の名簿より削除される。

(懲戒事由等)

第15条 公認審査員に、第12条及び第13条に反する行為があったとき。

- ①度重なる審査ミス。
 - ②審査中(フロアー上にて)他の者との無用な会話。
 - ③審査当日、他の審査員又は当日審査員ではない公認審査員と出場選手についての批評。
 - ④競技会場にて、出場選手と無用なコンタクト。
 - ⑤金品の授受、又は饗応、もしくはこれに準ずる行為。
 - ⑥審査員に出場選手の選出依頼の行為。
- 2 前項の行為はその依頼を受けた場合においても審査部へ報告しなければならない。
 - 3 前項の報告義務を怠った審査員についても同様に懲戒されることがある。
 - 4 前各項に定めるほか、連盟審査員規程、及び本規程に従わず審査員たる義務を怠った者についても懲戒されることがある。

(懲戒の種類等)

第16条 懲戒の種類は、次の通りとする。

- ①注意
- ②戒告
- ③6ヶ月間の審査員資格停止
- ④審査員名簿からの削除
- ⑤その他

- 2 本法人審査員審議委員会が懲戒処分を行ったときは、全国審査員会及び資格審議委員会に対し、その内容の報告をしなければならない。

第5章 審査員審議委員会

(審査員審議委員会の設置)

第17条 審査部に審査員審議委員会を置く。

(審査員審議委員会の目的)

第18条 審査員審議委員会は、審査部の運営に関する諮問機関として設置し、公認審査員の賞罰の判定を行う。

(審査員審議委員会の構成)

第19条 審査員審議委員会は、代表理事、執行理事、資格審議部部長、審査部部長、副部長をもって構成する。

- 2 審査員審議委員会の議長は審査部部長が務める。
- 3 審査員審議委員会は、審査部により召集される。

(審査員審議委員会の判定)

第20条 本規程、第16条①～⑤までの懲戒処分を受けた者が、審査員審議委員会の判定に異議がある場合には、その通知を受けた日から通算して2週間以内に審査部部長に異議の申し立てをすることが出来る。

- 2 異議の申し立てを受けたときは、審査員審議委員会で再度調査を行い最終の判定を行う。

第6章 審査員長

(審査員長の資格の認定)

第21条 審査員長の資格の認定は、第22条に定める推薦基準により審査部が推薦し理事会の承認を経て、連盟審査委員会及び資格審議委員会の承認を得て認定する。

(審査員長の推薦基準)

第22条 審査員長の推薦基準は、次に定める全ての条件を満たすこととする。

- ①A 級公認審査員として、審査経験10年以上の者。
- ②本法人の加盟技術団体に所属している者。

- ③第2次採点管理資格を有する者。
- ④10年の審査経験で、第13条及び第15条を遵守した者でなければならない。
- 2 推薦基準は男女同等とするが、女性(パートナー)に付いては次の事項のいずれかの条件を満たした者とする。
 - ① SA 級に認定された者。
 - ② 審査員長資格を有するリーダーと共に A 級を5年以上保持した者。
- 3 ブロック及び都県連盟の審査員長の推薦基準は、それぞれの審査員規程に準ずる。
(令和3年1月 理事会承認により改正)

(審査員長の権限及び義務)

- 第23条 本法人が主催又は公認する全ての競技会に、審査員長を置かなければならない。
- 2 審査員長は、担当する競技の全てに責任を負う。
 - 3 全ての競技会は、審査員長の指示により開始及び中断又は中止することが出来る。
 - 4 審査員長は、審査員会議において各ラウンドのヒート数、アップ数、及び当日の進行予定時間を記した競技進行予定表の最終決定を行わなければならない。
 - 5 審査員長が競技中に行う判断は次の通りとする。
 - ① 特別な場合を除き、1度に過半数以上の選手を落選させてはならない。
 - ② 各ラウンドに於いて同点が出た場合は、通過の決定戦を行うか通過者を増やすかは、審査員長が決定する。
 - ③ 準決勝に於いて、同点者が出た場合は順位決定戦を行うかについて、または状況によりヒートを分けて競技を行うかについても、審査員長が決定する。
 - ④ 決勝戦に於いて同点者が出た場合は、順位決定戦を行うか順位を配分するかは、審査員長が決定する。
 - 6 競技会の当日に公認審査員に欠員が出た場合は、審査部と審査員長の協議により処置を決定する。
 - 7 審査員長は、担当する競技会の順位が確定するまでは、審査員を解散させてはならない。
そして、審査員長は担当する競技会の表彰式が恙なく終了する事を見届けなければならない。
(令和元年 12 月 12 日 理事会承認)

第7章 休会、復会、定年等

(休会)

- 第24条 本法人規程により休会した公認審査員は、その期間中及び復会後半年間は、公認審査員の登録を停止される。

(復会)

- 第25条 第14条3項により審査員名簿から削除された者が復会を希望するときは、本法人調査委員会、及び全国審査員会の審議を経て、資格審議委員会と理事会の承認を得なければならないものとする。

(定年)

第26条 全ての公認審査員は、75歳を迎えた年の12月31日をもって定年とする。

第8章 審査部

(審査部の構成)

第27条 本規程第1条及び第2条に基づき、理事会の承認を得た理事及び本法人加盟技術団体より選出された部員により構成された審査部を置く。

2 審査部の部長、副部長及び委員、部員は理事会の承認を得た者とする。

3 審査部部長、副部長及び委員、部員の任期は本法人定款第28条を準用する。

4 審査部内にチェッカー委員を管理、及び運営する部門を置く。

(審査部の職務)

第28条 審査部は、理事会規程第1条(10)の職務を行う。

(会議)

第29条 審査部、日常的な業務又は軽微な事項を除き、構成部員の過半数の出席により成立し、議決評決は出席者の過半数をもって評決する。

2 審査部部長が必要と認めた者は、会議に出席することが出来る。

第9章 ブロック審査員及び都県連盟審査員

(ブロック審査員及び都県連盟審査員)

第30条 本法人管轄ブロック及び都県連盟に、ブロック及び都県連盟審査部又は審査員会を置くことが出来る。

2 ブロック及び都県連盟は、その地域ごとに審査員規程を作成し本法人の承認を経て運用する。

第10章 改 廃

(規程の改廃)

第31条 本規程は、理事会の決議によらなければ加除改廃することは出来ない。

第11章 その他

(補則)

第32条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付則 2015年(平成27年)8月27日 理事会承認により改正

2021年(令和3年)1月21日 理事会承認により改正

2022年(令和4年)11月24日 理事会承認により改正

審査員規程施行細則

(目的)

第1条 この細則は、審査員規程第32条の規定に基づき、審査員となるべき者の認定及び審査部の運営に関し必要な事項を定める。

(公認審査員の認定級)

第2条 連盟規程第6条3に基づき、公認審査員の認定級を次の通り定める。

- 2 A1級審査員は次に挙げる競技実績者、及び A2級からの昇級者とする。
 - ①日本インターナショナル選手権、JBDF 選手権(全日本選手権)、全日本選抜選手権の準決勝以上の入賞を経験した者。
 - ②総局主催選手権(東部日本選手権、東京選手権、東京ダンスグランプリ、全関東選手権)の決勝入賞を経験した者。
- 3 A2級審査員は A1級以外の A 級審査員とする。
- 4 B1級審査員は次に挙げる競技実績者、及び B2級からの昇級者とする。
 - ①現役時代に A 級選手として登録をしたことの有る者。
 - ②B 級競技会の決勝入賞を経験した者。
- 5 B2級審査員は B1級以外の B 級審査員とする。
- 6 C1級審査員は次に挙げる競技実績者とする。
 - ①現役時代に B 級選手として登録をしたことの有る者。
 - ②現役時代に C 級以上を15年以上継続して保持した者。
- 7 C2級審査員は、ブロック及び、都県連盟審査員規程により推薦された者。

(公認審査員の権能)

第3条 公認審査員は、次の職務を行うことが出来る。

- 2 プロ A1級公認審査員
プロ及び、アマチュアの国際的競技会、及び全ての国内競技会の審査をすることが出来る。
(日本インターナショナル選手権に付いては、連盟規程に準じる)
- 3 プロ A2級公認審査員
本法人主催の、全ての競技会の審査をすることが出来る。
- 4 プロ B1級公認審査員
プロ B 級競技会、及び本法人主催の全てのアマチュア競技会の審査をすることが出来る。
- 5 プロ B2級公認審査員
プロ C 級競技会、及びアマチュア B 級競技会の審査をすることが出来る。
- 6 プロ C1級公認審査員
プロ D 級競技会、及びアマチュア C 級競技会の審査をすることが出来る。
- 7 プロ C2級公認審査員
E 級競技会、及びブロック、都県連盟規程に定める競技会の審査をすることが出来る。
- 8 アマチュア A 級公認審査員
アマチュアの国際的競技会、及び全ての国内競技会の審査をすることが出来る。
(日本インターナショナル選手権に付いては、連盟規程に準じる)

- 9 アマチュア B1級公認審査員
アマチュア B 級競技会の審査をすることが出来る。
- 10 アマチュア B2級公認審査員
アマチュア C 級競技会の審査をすることが出来る。
- 11 アマチュア C 級公認審査員
アマチュア D 級競技会の審査をすることが出来る。
- 12 上位級の公認審査員は下位級の競技会の審査員としての職務を行うことが出来る。

(他分野申請により得た認定級)

第4条 本審査員規程第9条により得た他分野の認定級は、次の通りとする。

- 2 A級公認審査員が得た認定級は、B2級とする。
- 3 B級公認審査員が得た認定級は、C1級とする。
- 4 C級公認審査員が得た認定級は、C1級とする。

(昇級)

第5条 審査員規程第8条に定める、昇級の推薦基準。

- 2 公認審査員認定級の昇級は、審査員としてその認定級で15年以上の経験を有し、万人が認める品格に優れ、第4章第13条及び第15条を遵守した者でなければならない。
- 3 昇級の条件を満たした者は、所属技術団体の推薦を受け資格審議部へ申請する。
 - ①資格審議部は、申請者の資格及び経歴を競技部、及び審査部と共に精査し理事会へ推薦の提議を行う。
 - ②理事会で承認を受けた申請者は、審査員規程第11条5項に定める研修の詳細を次に定め、それを終了後、連盟資格委員会へ昇級の認定申請を行う。
 - イ、A 級での昇級は、A 級競技会での審査研修とする。
 - ロ、B 級での昇級は、B 級競技会での審査研修とする。
 - ③本法人審査員名簿への記載変更は、連盟資格委員会からの認定が下りたことを本理事会へ報告した後に行われるものとする。

(他分野の資格申請)

第6条 審査員規程第9条に定める、審査員資格の区分変更は連盟資格委員会からの承認を本理事会に報告した後に行われることとする。

(チェッカー委員)

- 第7条 審査員規程第27条4項に基づき、チェッカー委員の管理及び運営を行うと共に、チェッカー委員を所管する連盟資格委員会の業務を分掌する。
- 2 本法人が主催又は公認する競技会で、フィガー規定の有る競技会には、複数名のチェッカー委員を置かなければならない。
 - 3 チェッカー委員の指名は、チェッカー委員名簿の中から審査部が行う。

(審査員の指名)

第8条 審査員規程第4条に基づき、審査員指名のルールを次に定める。

- ①審査員規程第9条に定める、区分(ボールルーム・ラテン)を遵守する。
- ②シニア及びグランド・シニア選手権の審査には、プロ B1級以上又はアマチュア A 級の審査員を指名する。
- ③アマチュア競技会に於いては、アマチュア選手時代の成績も考慮し指名する。
- ④同一競技会に於いて1つの技術団体から出来るだけ1人の審査員を指名する。
特にプロの競技会に於いては1名以下とする。
- ⑤審査員指名は技術団体からの選出を基準とするが、各団体所属審査員の数が不均一のため、個人としての指名回数で指名する。
- ⑥審査員の指名は、年間を通じてプロ、アマ、上位級、下位級、及びボールルーム、ラテンのそれぞれ担当が重複しないように指名する。
- ⑦自身の4親等以内及び配偶者の3親等以内の選手が出場する可能性の有る競技会の審査員に指名しない。
- ⑧パートナーは配偶者と同等とする。
- ⑨同じ教室で稼働する審査員を同一競技会の審査に指名しない。
- ⑩前パートナーは配偶者扱いではないが、解消後1年程は出来るだけ配偶者扱いとする。
- ⑪技術団体の移動が有った者は、その後1年程は前団体扱いとする。
- ⑫国際的競技会の審査には WDC への登録が必要。
- ⑬審査員研修が終了しても、連盟の承認を得るまで審査をさせてはならない。

(審査部)

第9条 審査部の部員は、公認審査員の資格を有する。

- 2 部員は部会等に於いて知り得た審査員情報を口外してはならない。
もし口外した事実が発覚した者は、審査部の役職を解任することもある。

(審査員の行動基準)

第10条 審査に差し支えない身体的及び精神的な状態で会場に時間通りに到着すること。

- 2 競技会のタイムテーブルを確認し、予定通りに審査員の職務を遂行できるようにしておくこと。
- 3 単独で審査し、他の審査員と情報の交換をしない。
又、フロアー上では審査員同士で会話をしてはならない。
- 4 競技会が終了するまでは、プログラム及び携帯メール等を利用して出場選手の情報に精通しようとせず、また中間結果や他の審査員のマークを知ろうとしてはならない。
- 5 審査員長のいかなる指示にも従うこと。
- 6 服装に付いては
 - ①男子は、タキシードに蝶タイ、靴はエナメル又はスエードとする。
 - ②女子は、男子に準ずる、踝が隠れるスカートを着用(パンツは不可)とする。

(審査ミス)

第11条 出場していない番号にマークをしてはならない。

- 2 アップ数を間違えない事、予選ではプラス1、マイナス2までは可とする
24組アップからはプラス、マイナスは許されない。
- 3 決勝に於いては同順位を付けてはならない。
- 4 審査ミスに対する懲戒の基準 前各項のミスに対して次に記すポイントにて2ポイントを超えた翌日より6ヶ月間の審査員資格停止とする。

① 出場していない番号にマークをした場合	2ポイント
② 24組アップから決勝までの審査ミスをした場合	1ポイント
③ 決勝に於いて同順位をつけた場合	1ポイント
④ ②以外の予選に於いて、審査ミスをした場合	0.5ポイント

尚、過去2年以前のポイントは消滅する。

又、停止期間終了後、当該2ポイントは消滅するが、2ポイントを超えているポイントは持ち越されるものとする。

- 5 ミスをしたペーパーには本人がサインをしなければならない。又、そのデータは審査部によって保存される。尚、4の③場合にはミスをしたペーパーのコピーにサインをしなければならない。
- 6 審査員規程第4章第15条の②から⑥については、審査員審議委員会の審議により裁定される。

(審査員研修)

第12条 本法人の公認審査員となるべき者は、連盟及び本法人審査員規程を遵守して、研修を通じ将来にわたり高潔な人格と審査能力を備えた審査員を育成するために、実施することを目的とする。

2 内容と留意点

- ① 研修を受ける者は、指定された競技会当日、指定された場所で審査を行い、その審査票を審査部へ提出する。
- ② 審査票の記入方法については、競技会開始前に、審査部より説明する。
 - イ、予選から準決勝において、次のラウンドに進むべき組数を正確に選び過不足が無いように十分に留意する。
 - ロ、決勝は順位をつけるものとし、同順位をあたえないように十分に留意する。
- 3 審査研修にあたっては公明、厳正な採点を行い且つ誤審の無いように十分に留意が必要である。
- 4 研修者は、担当する競技会の順位が確定し、審査部の解散指示が有るまでは、その場から離れないように留意する。
- 5 研修者は、競技会中において出場選手と無用なコンタクトをしてはならない。
- 6 研修者は、競技会中において研修者同士会話を交わすことをしてはならない。
- 7 服装等
 - ① 研修者は、服装について注意を払うことが肝要である。ジーンズ、ジャンパー等は避けること。
 - ② 男子は、セミフォーマル、スーツ着用とする。
 - ③ 女性は、セミフォーマル、ワンピース着用とする。
- 8 その他
 - ① 事前に審査員規程及び審査員研修規程を熟読し研修に臨むこと。
 - ② 競技終了後に反省会を行い、審査部の指示を受け解散する。

(審査員研修及び業務研修)

第13条 審査員規程第11条、第11条2項及び3項に定める研修は、都内開催の公認競技会での受講を基本とする。

2 東北及び甲信越地方と茨城県に登録の者の審査員研修は、都内開催競技会で2回以上とし、東北及び関東甲信越開催の公認D級競技会での受講も可とする。

3 東北及び甲信越地方と茨城県に登録の者の業務研修は、各県連盟での受講も可とする。

付則 2015年(平成27年)8月27日 理事会承認により改正

2018年(平成30年)7月26日 理事会承認により改正

役員推薦及び選任規程

- 第1条 本規程は、一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟(以下「本法人」という。)の役員の推薦及び選任について、定めることを目的とする。
- 第2条 本規程において推薦する役員とは、理事及び監事とする。
- 第3条 本法人の役員の候補者は、次の各号の者とする。
- (1) 理事の候補者は、本法人及びその前身である日本ボールルームダンス連盟東部総局に通算して3年以上在籍している社員とする。但し、社員資格停止期間及び休会期間は算入しない。
 - (2) 監事の候補者は、本法人及びその前身である日本ボールルームダンス連盟東部総局に通算して10年以上在籍している社員とする。但し、社員資格停止期間及び休会期間は算入しない。
 - (3) 役員の任期中に満 71歳を迎える社員は、役員の候補者となることはできない。
- 第4条 本法人の理事候補者及び監事候補者の推薦について、次の各号の者で構成する役員選任管理会を設置する。
- (1) 代表理事及び業務執行理事。但し、その数が6名に満たない場合は、他の理事。
 - (2) 本法人の各団体会員の各代表者
- 2 役員選任管理会は、当該役員を選任する社員総会の3カ月以上前に設置し、当該社員総会終了時に解散する。
 - 3 役員選任管理会は、理事及び監事の候補者を推薦する。
 - 4 代表理事は、前項により推薦された各候補者について、理事会に報告する。
 - 5 理事会は、前項による報告をもとに理事及び監事の各候補者を決定し、社員総会に提案する。
- 第5条 本法人の理事及び監事は、定款第16条に定めるとおり、社員総会において選任する。
- 2 前項の社員総会で選任された理事及び監事は、就任後、速やかに理事会を開催し、定款第34条第1項第3号に定めるとおり、代表理事及び業務執行理事を選任する。
 - 3 代表理事は本法人及びその前身である日本ボールルームダンス連盟東部総局に通算して10年以上在籍している社員とする。但し、社員資格停止期間及び休会期間は算入しない。
- 第6条 役員選任管理会は、役員選任期間において、理事及び監事の立候補の受付期間及び手続を定めて社員に告示するものとする。

付則 2014年(平成26年)9月25日 理事会承認

競技規程

第1章 競技規程

第1条

- 1 本法人の競技規程を次の通り定める。
- 2 本法人の都県連盟は本規程に準じて、その地域の実情に即応した「都県連盟競技規程」を定めることができる。

第2条 本法人で開催される公式選手権及び競技会の種別と、その内容は次の通りと定める。

競技 名称	プロ アマ	種目 内容	競技種目	競技内容
JBDFプロフェッショナル ダンス選手権	プロ	B=W.T.Vw.F.Q L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
全日本アマチュア ダンス選手権	アマ	B=W.T.Vw.F.Q L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
日本インターナショナル ダンス選手権	共通	B=W.T.Vw.F.Q L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
全日本選抜ダンス 選手権	共通	B=W.T.Vw.F.Q L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
10ダンス選手権	共通	B=W.T.Vw.F.Q L=C.S.R.P.J	10種目総合	大会要項に明記
ジャパントロフィー	共通	B=W.T.Vw.F.Q L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
全日本セグエ選手権	プロ	B= L=		大会要項に明記
全国国民ダンス選手権	共通	B=W.T.F.Q L=C.S.R.P.J	4種目総合 4種目総合	
東部日本選手権	共通	B=W.T.Vw.F.Q L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	
全関東選手権	共通	B=W.T.Vw.F.Q L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
東京ダンスグランプリ	プロ	B=W.T.Vw.F.Q L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
東京ダンス選手権	共通	B=W.T.Vw.F.Q L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	
ムーアカップダンス選手 権 ボールルーム・ラテン	プロ	B=W.T.F.Q L=C.S.R.P	4種目単科 4種目単科	大会要項有り
NATD杯 ボールルーム・ラテン	プロ	B=W.T.又はF.Q L=C.S.又はR.P	2種目総合 2種目総合	大会要項有り

B級 競技会	共通	B=W.T.Vw.F.Q L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	
C級 競技会	共通	B=W.T.F.Q L=C.S.R.P	4種目総合 4種目総合	最終予選前までは3種目、最終予選より4種目(アマチュア)
D級 競技会	共通	B=W.T.又はF.Q L=C.S.又はR.P	2種目総合 2種目総合	
ライジングスター競技会	共通	B=シラバスに明記 L=シラバスに明記	2種目総合 2種目総合	大会要項に明記
ノービス級 競技会	プロ	B=W.Q.又はT.F L=S.R.又はC.P	2種目総合 2種目総合	ISTD 教本及び IDTA 教本の全て
ノービス級 競技会	アマ	B=W.T L=C.R	2種目総合 2種目総合	
ジュブナイル競技会	アマ	B= L=		大会要項及び年度、 前期後期競技日程表 に明記
ジュニア競技会	アマ	B= L=		
ユース競技会	アマ	B= L=		
全日本シニア選手権	アマ	B= L=		
シニア選手権	アマ	B= L=		前期後期競技日程表に明記
シニア B級競技会	アマ	B= L=		
シニア C級競技会	アマ	B= L=		
シニア D級競技会	アマ	B= L=		
シニアノービス級 競技会	アマ	B= L=		ISTD 教本及び IDTA 教本の全て
全日本グランド・シニア 選手権	アマ	B= L=		前期後期競技日程表に明記
グランド・シニア選手権	アマ	B= L=		
グランド・シニア B級 競技会	アマ	B= L=		
グランド・シニア C級 競技会	アマ	B= L=		
グランド・シニア D級 競技会	アマ	B= L=		

グランド・シニア ノービス級 競技会	アマ	B= L=		ISTD 教本及び IDTA 教本の全て
スーパーシニア競技会	アマ	B=W.T		大会要項に明記

※競技の成立は、申込み締め切り時点において申込組数3組以上で成立する。

第3条 選手権及び競技会の出場資格を、次の通り定める。

競 技 会 名 称	出 場 資 格
JBDF選手権	大会要項で定める出場規程による。
全日本アマチュアダンス選手権	
日本インターナショナル選手権	
全日本選抜選手権	
全日本セグエ選手権	
全日本10ダンス選手権	
ジャパントロフィー	
全国国民ダンス選手権	
東京ダンスグランプリ	
ライジングスター競技会	
東部日本選手権	プロ・アマ共A～D級の登録選手
全関東選手権	
東京ダンス選手権	
ムーアカップボールルーム選手権	プロA～D級の登録選手
ムーアカップラテン選手権	プロA～D級の登録選手
NATD杯	プロC.D級の登録選手
B級競技会	プロ・アマ共B.C.D級の登録選手
C級競技会	プロ・アマ共C.D級の登録選手
D級競技会	プロ・アマ共D.N級の登録選手
ノービス級競技会	プロ・アマ共N級の登録選手
ジュブナイル競技会 ジュニア競技会 ユース 競技会 スーパーシニア競技会	競技規程、第9条と第28条の規定による。
全日本シニア選手権	シニアA～D級の登録選手、及び大会要項出場規程による。
シニア選手権	シニアA～D級の登録選手、及び大会要項出場規程による。
シニアB級競技会	シニアB.C.D級の登録選手
シニアC級競技会	シニアC.D級の登録選手
シニアD級競技会	シニアD. N級の登録選手
シニアノービス級競技会	男女共35才以上のアマチュアN級登録選手。 但し、シニアD級にスライド登録する資格を得ている選手と他広域加盟団体の登録選手を除く。

全日本グランド・シニア選手権	グランド・シニアA～D級の登録選手、及び大会要項出場規程による
グランド・シニア選手権	グランド・シニアA～D級の登録選手、及び大会要項出場規程による
グランド・シニアB級競技会	グランド・シニアB.C.D級の登録選手
グランド・シニアC級競技会	グランド・シニアC.D級の登録選手
グランド・シニアD級競技会	グランド・シニアD. N級の登録選手
グランド・シニアノービス級競技会	満55才以上のアマチュア男子(女子の年齢は問わず)のN級登録選手。 但し、グランド・シニアD級にスライド登録する資格を得ている選手と他広域 加盟団体の登録選手を除く。

- 1 原則として、オープン制とするが、出場資格は級限定とする。
- 2 海外及び未登録選手の出場については、本法人が出場を認めた場合は出場することができる。但し、当該選手の競技歴並びに技量により制約することがある。

第4条 出場規程 選手の出場規程を、次のように定める。

- 1 登録選手は、その年度内に於ける自己級競技会には必ず出場する義務が課せられる。
また、上位級の競技会に出場する際、当日同会場で自己級の競技会が開催される場合は必ず自己級の競技会にも出場しなければならない。
- 2 競技会及び選手権に出場する選手は、特別の指定がある場合を除き、開催日の3週間前までに、所定の申込用紙を提出しなければ出場することができないが、本法人が認めた場合には出場することができる。
- 3 JBDF及び他広域加盟団体以外で開催される全ての選手権及び競技会に出場を希望するときは、予め文書により本法人会長に届け出て許可を得なければ出場することはできない。
- 4 欠場届及び出場取消。
 - (1) 自己級の競技会に出場できない選手は、その理由を記した欠場届けを本法人宛に提出しなければならない。
 - (2) 出場申込後、出場不可能となった場合は、直ちに主催者に届出の上、理由を記した欠場届に出場料を添えて提出しなければならない。
- 5 本法人が主催する競技会及び選手権の出場料は、下記によるものとする。
 - (1) 選手権(特に大会要綱で定められた選手権を除き、下記の通りとする)

プロ(団体所属)	6,000円
(無所属)	7,000円
アマ(団体所属、学連を含む)	7,000円
(無所属)	8,000円
 - (2) B. C. D級競技会

プロ(団体所属)	5,000円
(無所属)	6,000円
 - (3) アマB. C. D. E級競技会

アマ(団体所属、学連を含む)	6,000円
(無所属)	7,000円
 - (4) シニア、グランド・シニア選手権

アマ(全員)	7,000円
--------	--------
 - (5) シニア、グランド・シニア、B. C. D級競技会

アマ(全員)	5,000円
(6) ノービス競技会	
プロ(全員)	7,000円
アマ(全員)	7,000円
(7) ジュニア(全員)	3,000円
ジュブナイル(全員)	3,000円

第5条 選手の登録義務

- 1 本法人の各種競技会に出場する場合は、事前に本法人への選手登録を完了しなければならない。
 - (1) 本法人のノービス競技会に出場するプロフェッショナル選手は、東部日本ボールルームダンス連盟事務局を通じて本法人にノービス選手登録をしなければならない。
 - (2) D級への昇級や他連盟からの移籍、引退からの復帰やターンプロ等によりD級以上の資格を獲得したプロフェッショナル選手は、東部日本ボールルームダンス連盟プロフェッショナル選手会への入会手続きを行ない、東部日本ボールルームダンス連盟プロフェッショナル選手会を通じ、本法人に選手登録をしなければならない。
 - (3) 本法人のノービス競技会(シニア・グランドシニアを含む)に出場するアマチュア選手は、原則としてリーダーの現住所のある各都県ボールルームダンス連盟を通じ、本法人にノービス選手登録をしなければならない。
 - (4) ノービス競技会(シニア・グランドシニアを含む)での昇級や他連盟からの移籍、引退からの復帰等により、E級(シニア・グランドシニアはD級)以上の資格を獲得し本法人の各種競技会に出場するアマチュア選手は、上記3項と同様、原則としてリーダーの現住所のある各都県ボールルームダンス連盟を通じ、本法人に選手登録をしなければならない。
- 2 二重登録 … 本法人に登録した選手は他の組織に登録することはできない。但し本法人が認めた場合はその限りではない。
- 3 新規登録 … 新たにノービス級競技会へ出場する時、又は一旦資格を失った選手が再び資格を得る時の登録。
- 4 継続登録 … 既に登録されている選手が、その登録年度から次年度に、その資格を継続する登録。
継続登録の時期は毎競技年度終了後、1ヶ月以内とする。
◎ 競技年度とは、毎年1月1日から12月31日迄とする。
- 5 スライド登録 アマ登録選手は、シニア、グランド・シニアの年齢に満たされればスライド登録できる。
 - (1) シニア登録選手はグランド・シニアの年齢に満たされればスライド登録できるが、アマ登録選手へのスライド登録はできない。
 - (2) グランド・シニアの登録選手はシニア、アマ登録選手へのスライド登録はできない。
- 6 スライド登録は都県連盟にて行い、都県連盟より本法人に届出を提出する。

- 7 ボールルーム、ラテン両セクションに登録資格を有している者は、ボールルーム、ラテンそれぞれに登録するものとする。但し、登録番号は同一番号とする。
- 8 アマ選手が、シニア、グランド・シニアに重複して登録しても登録番号は同一番号とする。シニア選手、グランド・シニア選手も同じである。
- 9 スライド再登録(都県連盟管轄)の場合は再登録手数料6,000円を必要とする。

第6条 登録資格の抹消。次に該当する選手は、その登録資格を抹消される。
・プロ・アマ N 級＝2 年度継続登録を行なわなかったとき。

第7条 登録料

- (1) 新規登録 (1セクション) 2,000円
- (2) 継続登録 (1セクション) 1,000円
- (3) 移籍及び転向による登録は新規登録と同じ扱いとする。
- (4) 継続登録期間を過ぎての登録は、継続登録料を3,000円(1セクション)とする。

第8条 登録証再発行規程

- (1) 選手登録証を下記の理由で再発行する場合は、書面をもって本法人に再発行手続きをとる。
- (2) 紛失した場合。(再発行手数料が必要)
リーダー、パートナーどちらか一方の選手登録証がある場合、ある方の登録証を回収するため、申請時に添付する。
再発行後、選手登録証が見つかった場合、速やかに本法人事務局に送付する。
- (3) 選手登録証の記載内容に変更が生じた場合。
リーダー、パートナーどちらの選手登録証も回収するため、申請時に添付する。
(2)はどの理由があってもリーダー、パートナーどちらか一方の選手登録証が回収できない状況の場合は、再発行の手数料が掛かる。
- (4) 再発行 手数料 1,000円
- (5) 選手登録証の複数所有、貸し出し、譲渡する事はできない。

第9条 服装規程

(1) プロ選手(全競技会)	ボールルーム 礼服	ラテン 自由
(2) アマ選手(選手権)	ボールルーム 礼服	ラテン 自由
(3) アマ選手(B～E級)	ボールルーム 自由	ラテン 自由
(4) アマ選手(N級)	ボールルーム 自由	ラテン 自由
(5) ジュブナイル	JBDF ジュブナイル競技会	服装規制に準ずる
(6) ジュニア	ボールルーム 自由	ラテン 自由
(7) ユース	ボールルーム 自由	ラテン 自由
(8) シニア選手(選手権)	ボールルーム 礼服	ラテン 自由
(9) シニア選手(B～N級)	ボールルーム 自由	ラテン 自由
(10) グランド・シニア選手(選手権)	ボールルーム 礼服	ラテン 自由
(11) グランド・シニア選手(B～N級)	ボールルーム 自由	ラテン 自由
(12) スーパーシニア	ボールルーム 自由	ラテン 自由

2024 年(令和 6 年)1 月 25 日理事会承認)

第2章 昇降級規程

○競技会基本ルール

競技者本人が体調不良により棄権を申し出た場合、そのラウンドは残ったものとする。

棄権した選手が次のラウンドに残っていた場合は、通過したものと認める。

ただし、決勝において順位は付かないが、昇降級会議において、決勝棄権というかたちで決勝扱いとする。

第10条 選手のランキングは、1競技年度内の成績により、昇級又は降級を決定し、別表の規程により判定の困難な状態が生じた時には理事会の審議により決定する。

第11条 プロフェッショナル昇級規程を以下のように改定する。

注) ・部門を明記していない場合、ボールルーム・ラテン共通とする。

・順位及び回数は以上とする。

級	摘要事項	昇級時期
A級 ↑ B級	(1) B級競技会で前期・後期それぞれ1～3位に1回ずつ入賞したとき。 (2) B級競技会で決勝(1～6位)に2回入賞し、上位級競技会で決勝(1～6位)に1回入賞したとき、もしくは準決勝に2回入賞したとき。 (3) B級競技会で決勝(1～6位)に1回入賞し、上位級競技会で決勝(1～6位)に1回と準決勝に1回入賞したとき、もしくは上位級競技会で準決勝に3回入賞したとき。	年度末
B級 ↑ C級	(1) C級競技会で1～3位に1回入賞したとき。 (2) C級競技会で決勝(1～6位)に1回入賞し、C級競技会で準決勝に1回入賞したとき、もしくは上位級競技会で準決勝に1回入賞したとき。 (3) C級競技会に出場の上、上位級競技会で決勝(1～6位)に1回入賞したとき。	年度末
C級 ↑ D級	(1) D級競技会で1位に1回入賞したとき。	即 日
	(2) D級競技会で6位以上に2回入賞したとき。 (3) D級競技会に出場の上、上級競技会で6位以上に入賞したとき。	年度末
D級 ↑ N級	(1) ノービス昇級規程に準じる。	即 日

N級選手がD級競技会に出場した場合の昇級規程

D級 ↑ N級	(1) ボールルーム、ラテン共通、D級競技会で3位以上に入賞した時。	即 日
---------------	------------------------------------	-----

※N級選手がD級競技会で上位の成績をおさめてもC級への昇級はありません。

また、上記のような場合によりD級選手の昇級範囲内にN級選手が入っても、D級選手の繰り上げ昇級はありません。

※D級に昇級した時点で従来通りの手続きにてEJBDFプロフェッショナル選手会への入会手続きを行わなければならない。

2024 年(令和 6 年)1 月 25 日理事会承認

第12条 アマチュア昇級規程

- 注) ・部門を明記していない場合、ボールルーム・ラテン共通とする。
- ・順位及び回数は以上とする。

級	摘要事項	昇級時期
A級 ↑ B級	(1) B級競技会で決勝(1～6 位)に 2 回入賞したとき。 (2) B級競技会で決勝(1～6 位)に入賞し、選手権で決勝に入賞したとき、もしくは準決勝に 2 回入賞したとき。(平成 30 年 5 月 24 日 理事会承認)	年度末
B級 ↑ C級	(1) C級競技会で決勝(1～6 位)に入賞したとき。 (2) C級競技会で準決勝に 2 回入賞したとき。 (3) 上位級競技会で準決勝に 1 回入賞したとき。	年度末
C級 ↑ D級	(1) ボールルーム、D級競技会で決勝(1～6 位)に 1 回入賞したとき。 (2) ボールルーム、上位級競技会で決勝(1～6 位)に 1 回入賞したとき。 (3) ボールルーム、D級競技会で出場組数が 251 組を越える場合、準決勝に 1 回入賞したとき。 (4) ラテン、D級競技会はノービスの昇降規程に準じる。 (5) ラテン、上位級競技会で決勝(1～6 位)に1回入賞したとき。	即 日
	(6) D級競技会で準決勝に 2 回入賞したとき。 (7) ラテン、上位級競技会で準決勝に 1 回入賞したとき。	年度末
D級 ↑ N級	(1) ノービス昇級規程に準じる。	即 日
	(2) N級競技会で準決勝に 2 回入賞したとき。	年度末

特別昇級	(1) C級以下の選手が自己級競技会において昇級資格を取得した上で、上位級競技会に出場し優秀な成績をおさめたときは理事会の審議により二階級以上昇級させる場合がある。	年度末
------	--	-----

N級選手がD級競技会に出場した場合の昇級規程

D級 ↑ N級	(2) ボールルーム、ラテン共通、D級競技会で3位以上に入賞した時。	即 日
---------------	------------------------------------	-----

※N級選手がD級競技会で上位の成績をおさめてもC級への昇級はありません。
 また、上記のような場合によりD級選手の昇級範囲内にN級選手が入っても、D級選手の繰り上げ昇級はありません。
 ※大会当日、N級競技会が行われる場合、N級に出場した上で、上記の昇級規定を適用する。
 2026 年(令和 8 年)3 月 26 日理事会承認

第13条 ノービス、及びアマE級昇級規程

出場組数	成 績	昇級組数
3組 ～ 10組	1位 ～ 2位	2組
11組 ～ 20組	1位 ～ 3位	3組
21組 ～ 30組	1位 ～ 4位	4組
31組 ～ 40組	1位 ～ 5位	5組
41組 ～ 50組	1位 ～ 6位	6組
51組 ～ 60組	1位 ～ 7位	7組
61組 ～ 70組	1位 ～ 8位	8組
71組 ～ 80組	1位 ～ 9位	9組
81組 ～ 90組	1位 ～ 10位	10組
91組 ～ 100組	1位 ～ 11位	11組
101組 ～ 240組	1位 ～ 準決勝	準決勝組
241組 ～	1位 ～ 準々決勝	準々決勝組

1 上記規程の適用は、エントリー締め切り時の組数に対してであり、当日の出場組数ではない。

2023 年(令和 5 年)11 月 30 日理事会承認

第14条 シニア競技会、グランド・シニア競技会のポイント昇級規程

D級以上の昇級に必要な得点は下記の通りとする。ノービス級はアマ規程に準じる。

各級共1競技年度、昇級に必要なポイントを獲得した選手が昇級する。

2018年(平成30年)2月22日 理事会承認)

D級	————→	C級	8ポイント
C級	————→	B級	11ポイント
B級	————→	A級	15ポイント

※ 出場組数に対する入賞選手の獲得点数。

出場組数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	準決勝
1－10	8	7	6	4	4	4	
11－20	9	8	7	5	5	5	
21－30	11	9	8	6	6	6	
31－40	13	10	9	7	7	7	1
41－60	14	12	10	8	8	8	3
61－80以上	16	14	11	9	9	9	4

自己級及び上級競技会での得点を合計して年度末に昇級が決定される。

D級に限り、獲得点数によっては即日昇級もあり。(※累積での即日昇級はありません。)

全日本選手権の得点数は61組以上の得点とする。

[2023年(令和5年)11月30日理事会承認]

※シニア、グランド・シニア、ノービス級選手がシニア、グランド・シニアD級競技会に出場した場合の昇級。

3～30組出場:6位入賞、31組以上出場:準決勝入賞

上記の規程は競技参加組数であり、申し込み組数ではない。

※シニア、グランド・シニアD級競技会で即日昇級したノービス選手→ポイント付与なし

但し、同日行なわれるノービス・D級(S・GS)共に出場しノービス競技会で昇級しD級競技会でポイント付与される成績を納めた場合は、ポイント付与となる。

第15条 降級規程

- 注) ・部門を明記していない場合、ボールルーム・ラテン共通とする。
・順位及び回数は以上とする。

I = プロ降級規程

級	摘要事項	降級時期
A級 ↓ B級	(1) 別表参考 ※印 (原則として準決勝 2 回とする。) 東部日本ボールルームダンス連盟の選手権の準々決勝を設ける事によって準々決勝 2 回で準決勝と同等の扱いをする。	年度末
B級 ↓ C級	(1) B級競技会及び上位級競技会で 1 回も最終予選の成績がおさめられなかったとき。	年度末
C級 ↓ D級	(1) C級競技会で 1 回も最終予選の成績がおさめられなかったとき。 (2) C級競技会で一次予選を 2 回通過しなかったとき。 (3) 上位級競技会で一次予選を 1 回も通過しなかったとき。	年度末
D級 ↓ N級	(1) D級競技会に 1 回出場しなかったとき。	年度末
N級 ↓ 抹消	(1) 2 年間継続登録を行なわなかったとき。	年度末

2023 年(令和 5 年)11 月 30 日理事会承認

注) 全日本選抜選手権は決勝、準決勝は単科競技なので総合成績でポイントを決める。
ムーアカップは単科で降級規程に係わっている^{関係}ので上位の成績をポイントとする。

A級保持ポイント表

1競技年度におけるA級保持ポイントの合計

29点

※別表降級規程

- イ) 1競技年度において獲得ポイントが別紙のA級保持ポイント29点に満たない場合は降級対象となる。
- ロ) A級が東部日本選手権・東京選手権・全関東選手権のどれかの選手権に一度も出場しなかった場合は降級となる。(SA級は免除)

別表 A級 ポイント表

	全日本選抜	日本インター	J B D F 全日本 カップ	東京選手権	全国国民	ジャパンT	東部日本	全関東	ムーア	神奈川
決 勝	35P	35P	35P	19P	17P	19P	19P	19P	17P	17P
準 決 勝	20P	20P	20P							
準々決勝	17P	17P	17P	8P	×	8P	8P	8P	3P	8P
最終予選	5P	5P	5P	4P	×	4P	4P	4P	3P	3P

2023 年(令和 5 年)12 月 21 日理事会承認

Ⅱ＝アマチュア降級規程

級	摘要事項	降級時期
A級 ↓ B級	(1) 選手権で準決勝に1回も入賞しなかったとき。	年度末
B級 ↓ C級	(1) B級競技会及び上位級競技会で1回も最終予選の成績がおさめられなかったとき。	年度末
C級 ↓ D級	(1) C級競技会及び上位級競技会で一次予選を1回も通過しなかったとき。 (2) C級競技会及び上位級競技会に4回出場しなかったとき。	年度末
D級 ↓ N級	(1) D級競技会に2回出場しなかったとき。 ※2025年(令和7年)6月26日理事会承認	年度末
N級 ↓ 抹消	(1) 2年間継続登録を行わなかったとき。	年度末

2023年(令和5年)11月30日理事会承認

Ⅲ＝シニア、グランド・シニア降級規程

2023年(令和5年)11月30日理事会承認

級	摘要事項	降級時期
A級 ↓ B級	(1) 選手権で準決勝に1回も入賞しなかったとき。	年度末
B級 ↓ C級	(1) B級競技会及び上位級競技会で一次予選を2回通過しなかったとき。 (2) B級競技会及び上位級競技会で1回も最終予選の成績が収められなかったとき。	年度末
C級 ↓ D級	(1) C級競技会及び上位級競技会で一次予選を1回も通過しなかったとき。 (2) C級競技会及び上位級競技会に2回出場しなかったとき。	年度末
D級 ↓ N級	(1) D級競技会及び上位級競技会で一次予選を1回も通過しなかったとき。 (2) D級競技会に2回出場しなかったとき。	年度末
N級 ↓ 抹消	(1) 2年間継続登録を行わなかったとき。	年度末

第16条 昇降級補足事項

- 1 プロフェッショナルA級選手は1競技年度内で本法人主催の選手権(東部日本ダンス選手権、東京ダンス選手権[※ダンスグランプリを含む]、全関東ダンス選手権)の何れかの競技会に、1度も出場していない場合、全日本選抜選手権・日本インターナショナル選手権・JBDFダンス選手権・全日本アマチュアダンス選手権の成績は除外するものとする。
また、プロフェッショナルB級以下の選手は1競技年度内で本法人公認の自己級競技会(ライジングスター競技会を除く)に1度も出場していない場合、第17条昇降級補足事項5及び6, 7, 8, 9, の適用は除外するものとする。[2023年(令和5年)12月21日理事会承認]
- 2 全ての選手権及びB級競技会において、出場選手が84組以上で、ラウンド数が6ラウンドとなった場合は、1予選・2予選・3予選(最終予選)・準々決勝・準決勝・決勝とする。(プロフェッショナル競技会のみ)
但しエントリー締め切り時点で84組以上の場合は若干の欠場があっても進行予定表を制作する関係で上記の規程で進行する。[2016年(平成28年)9月29日 理事会承認により改正]
- 3 全日本選抜選手権・日本インターナショナル選手権・JBDFプロフェッショナル選手権、東京ダンスグランプリ(大会要項に明記された場合に限る)の準々決勝は他選手権の準決勝と同等の扱いとする。
(プロフェッショナル競技会のみ)
- 4 公認競技会における競技中に生じた不測の事故傷害で競技出場が不可能となり公傷と認めた場合は、降級規程の適用を受けないものとする。
- 5 ジャパントロフィーは昇降級の適用を受ける競技会とする。
- 6 全国国民プロフェッショナル選手権及び全国国民アマチュア選手権(大会要項に明記された場合に限る)、神奈川選手権は降級規程の適用を受ける競技会とする。
- 7 関東甲信越ダンス選手権大会、並びに東北オープンダンス選手権大会は、プロフェッショナルB級以下の降級対象、及び東部日本登録アマチュアA級選手以下の降級対象競技会とする。
[2019年(令和元年)11月28日理事会承認・2020年度より実施]
ブロック登録選手はブロックのアマチュア競技規程を適用する。
- 8 沖縄ダンス選手権大会は、プロフェッショナルB級以下の降級対象、及び東部日本登録アマチュアA級選手以下の降級対象、並びにプロ・アマ共通のD級選手の出場カウント競技会とする。
[2019年(令和元年)11月28日理事会承認・2020年度より実施]
ブロック登録選手はブロックのアマチュア競技規程を適用する。
- 9 NATD主催のムーアカップ、ボールルーム選手権・ラテン選手権(共にA級単科競技会)は降級規程、NATD杯はC級の降級規程の適用を受ける競技会とする。
- 10 公認競技会の競技中不測の事故傷害で競技出場が不可能となり、公傷と認められた場合、アマチュア選手で海外出張が長い期間にわたる時、申請により適当と認められた場合、降級規程の適用を受けないものとする。

- 11 入院を必要とする傷病、または一般生活において困難が生じる傷病によって競技会出場が不可能な場合。
また、二親等までの親族で介護等が必要な場合、申請により適当と認められた場合、降級規程の適用を受けないものとする。〔2023 年(令和 5 年)9 月 28 日理事会承認〕
- 12 全日本10ダンス選手権総合順位6位以内に入賞し、ボールルーム・ラテン共に A 級選手は、1競技年度内で本法人主催の選手権(東部日本ダンス選手権、東京ダンス選手権、全関東ダンス選手権)の何れかの競技会に出場した場合、他分野も出場カウント競技会として適用する。また、全日本10ダンス選手権総合順位6位以内に他連盟登録選手、他団体所属選手が入賞した場合、順位を繰り下げて本連盟所属選手の成績6組までを適用する。

第17条 産休規程

- 1 本法人産休規程は、期間、申請方法、必要書類等、昇降級規程の例外規程としてこれを設け、以下は産休を受けたときの付随事項である。
- 2 産休を受けようとする選手は、産休申請書に母子手帳のコピーを添付し、本法人会長宛に申請しなければならない。
- 3 産休は母子手帳交付日より、1年間とする。ただし、1年間で競技復帰が不可能な場合、申請により適当と認められた場合、追加の1年間を育児休暇期間とする。また、その年度にて競技復帰が可能な場合は「育児休暇復帰願い」を提出のうえで競技に出場出来るが、その1年間の昇降級規程の適用は受けないものとする。
- 4 産休を受けた選手の昇降級は、2競技年度の中で正規の昇降級規程に準じて処理する事とする。
また、育児休暇の申請した選手は、3競技年度の中で正規の昇降級規程に準じて処理する。
- 5 産休を受けた選手は、在籍年数に産休の1年間は加えないものとする。
追加で産休を受けた選手は、「産休復帰願い」が提出され、競技途中での復帰に関わらず、2年間は在籍年数に加算されない。
- 6 産休を受けた場合でも、各登録担当窓口を通じて登録をしなければならない。
- 7 万が一、予期せぬ事情で産休を終了する場合は、本法人会長宛に申請する事で、産休を解除できる。
この場合においても、第3項の条文は適用される。
- 8 産休期間・育児休暇期間は、例え正規のパートナーでも出場できないが、申請解除後は出場出来る。
ただし、出場しても昇降級の対象にはならない。
- 9 その他規程で判断できない場合は、本法人理事会で決定する事とする。
〔2023 年(令和 5 年)9 月 28 日理事会承認〕

第18条 SA規程(スペシャルA級)

- 1 JBDFプロフェッショナルダンス選手権、日本インターナショナル選手権、全日本選抜選手権において3回以上優勝、又は、これに準じる成績を得、チャンピオンとして相応しい人格を有する者は、本法人の推薦と競技委員会の審議により【SA級】の称号が与えられる。
- 2 SA級の選手は、降級することが無い。
- 3 SA級の選手が、2競技年度、競技会に不出場、若しくはSA級選手として相応しくない言動や成績を続けたときは引退勧告され、これに応じないときは選手資格を抹消される。
- 4 1・2・3項は、プロ、アマ、ボールルーム及びラテンに共通する。
- 5 プロ、SA級選手が現役を引退して本法人に入社しJBDF審査会に登録された後、本法人審査部に所属し直ちに審査することができる。

付則 2016年(平成28年)9月29日 理事会承認により改正

第3章 選手規程

第19条 移籍登録

- 1 他広域加盟団体の登録選手が、本法人に移籍登録を希望する時は、次の書類を用意し登録手続きをしなければならない。
 - (1) 旧所属広域加盟団体長発行の移籍承認書及び在籍証明書。
 - (2) 移籍願書
 - (3) 本法人の登録用紙(必要事項を記入したもの)。
- 2 他広域加盟団体から本法人への移籍に伴う所属級の変動は、下記の通りとする。
 - (1) SA級及びJBDF選手権、日本インターナショナル選手権、全日本選抜選手権の準決勝に過去2年間以内に入賞しているA級選手及び最新全国ランキング48位までにランクされている選手は、旧所属広域加盟団体の級とする。
上記選手を除き原則として旧所属広域加盟団体での級から1階級降級するものとする。

第20条 アマチュアからプロフェッショナルへの転向

- 1 アマチュアからプロフェッショナルへの転向する時は、転向届けを提出し、選手登録をしなければならない。
- 2 アマチュアからプロフェッショナルへ転向した時の級の変動は、次の通りである。
 1. SA級は、A級に。
 2. A級は、C級に。 但し、全日本、日本インター、全日本選抜で転向時から遡って、2競技年度内に決勝に入賞している時は、B級に。
 3. B、C級は、D級にそれぞれ登録することができる。
 4. D級選手を含み以下選手は、ノービス級とする。

- 3 プロフェッショナルからアマチュアに転向する場合は次の通りである。
- (1) アマチュア選手身分回復願い届けを提出しなければならない。
 - (2) プロフェッショナルダンス教師の資格を返上し、A級選手は競技年度明けより1競技年度は出場できない。下位級は競技年度明けより出場可能とする。

第21条 技術団体間の移籍

- 1 現に所属している技術団体から、他の競技団体への移籍は、現所属団体の長と、新たに所属しようとする団体の長との合意がなければならない。
- 2 1項により合意が成立した時は、その合意書と移籍届を本法人会長に提出しなければならない。
- 3 1項により合意並びに合意書が提出できない時には、理由書を添付した移籍願いを本法人会長に提出し判定を受ける事ができる。

第22条 技術団体主催のノービス競技会

- 1 団体主催のノービス競技会の経費の負担は、下記の通りとする。
 - (1) 公認料 出場組数×100円
 - (2) コンピューター打ち込み料 出場組数× 50円
 - (3) 機材運搬料 10,000円
 - (4) 本法人より会場までは、団体の責任で搬入する。

第23条 パートナー規程

- 1 アマチュア選手のパートナーは、アマチュア登録の女子に限る。
- 2 プロフェッショナル選手のパートナーとして出場した女子は、解消届を提出した日から180日間アマチュア選手のパートナーとして競技会に出場することはできない。
- 3 プロフェッショナル選手のパートナーは、2階級差(下位クラス)のパートナーと組んで競技会に出場する場合、パートナー解消届を提出した日から180日間は競技会に出場することができない。但し、SA級のパートナーに限り理事会の審議を得なければならない。※1階級差のパートナーと組む場合は適用されない。
- 4 同性同士のパートナーシップを組む事はできない。

第24条 臨時パートナー規程

- 1 アマチュア登録選手のパートナーは、プロフェッショナル選手及びアマチュア選手の臨時パートナーはできない。〔2018年(平成30年)5月24日 理事会承認〕
- 2 アマチュア、プロフェッショナル共、SA級及びA級選手のパートナーは、下級の臨時パートナーとして競技に参加する事はできない。
- 3 B級以下のパートナーは、1階級下のパートナーとして出場する事ができる。但し、出場申込書に臨時である事を明記することを要す。

第25条 アマチュア選手規程

- 1 プロフェッショナルダンス教師資格を保持している者及びプロフェッショナルである事を声明した者は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 2 ダンスを踊ったり指導したりすることで必要経費以上の報酬や出演料を得ている者は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 3 アマチュアとして身分を失った選手が、その身分の回復を請願中にある時は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 4 アマチュア選手がデモンストレーションに出演する時は、出演願いを本法人に提出をしなければならない。その場合も必要経費以上の報酬を受けてはならない。

第26条 プロフェッショナル選手規程

- 1 選手登録を完了した後、プロフェッショナル選手会入会の資格を得た時より2年以内にプロフェッショナルダンス教師の資格を取得しなければならない。
プロフェッショナルダンス教師の資格を取得できないプロフェッショナル選手は理由書を本法人に提出し理事会の審議を得なければならない。
- 2 プロフェッショナル選手は、競技会の審査をしてはならない。
但し、アマチュア競技会に限り、届出の上、理事会の承認を得ればその限りではない。

第27条 海外遠征に於ける選手規程

- 1 海外の技術習得を目的とした留学又は、研修旅行。
海外で開催される国際的な競技会に出場を希望する者。
事前に本法人会長宛、文書により提出、理事会の審議を経て許可を得なければならない。
- 2 留学選手は、下記の条件を持つ者に限る。
 - (1) SA級又は、A級選手である事。
 - (2) 選手権の決勝に入賞している事。
 - (3) 期間が9ヶ月以上である事。
- 3 留学選手の特権
 - (1) 留学期間中は昇降級規程の適用は受けない。
 - (2) 帰国後直ちに如何なる選手権にも所定の手続きをすれば出場する事ができる。
- 4 研修旅行する選手の条件
 - (1) 留学以外の選手。
 - (2) 旅行期間中に於いても、競技規程の適用を受ける。
- 5 上記以外の事項については、本法人会長宛、文書をもって提出し、理事会の審議を受けなければならない。

第28条 ジュブナイル、ジュニア、ユース、シニア、グランド・シニア、スーパーシニア規程

- 1 ジュブナイル …… 12歳(12歳の誕生日)未満の男女、ジュニアまで出場可能。
フィガー及び服装規制あり。
- 2 ジュニア …… 12歳より16歳(16歳の誕生日)未満の男女、ユースまで出場可能。
- 3 ユース …… 16歳より19歳(19歳の誕生日)未満の男女、アマチュアまで、
出場可能。
- 4 シニア …… 男女とも35歳以上のアマチュアに限る。
- 5 グランド・シニア… 55歳以上のアマチュア男子、パートナーはアマチュアのみで年齢は問わない。
- 6 スーパーシニア … 65歳以上の男子、パートナーの年齢は問わない。

*ジュブナイル、ジュニア、ユースの選手権は、男女カップルのみとする。

*ジュブナイル、ジュニア、ユースの競技会は、男女カップル及び女子同士カップルも出場出来る事とする。

[2017年(平成29年)9月21日 理事会承認]

団体会員規程

一般社団法人 東部日本ボールルームダンス連盟(以下本法人と記す)の
定款第6条第4号に規定する団体会員に関し必要な事項を以下のとおり定める。

(団体会員の資格)

第1条 本法人の団体会員となる資格は以下のとおりとする。

- (1) 本法人の目的に賛同し、定款、その他本法人の定める諸規程を遵守する。
- (2) ボールルームダンス技術等の研究団体で、本法人の社員20名以上の会員を有する。

(入会手続き)

第2条 本法人に入会するには、所定の団体会員加盟申請書に必要事項を記入し会員名簿、団体規約を添えて本法人代表理事に提出して申請し、4条規定の承認を得て、3条規定の入会金を支払わなければならない。

(入会金及び年会費)

第3条 団体会員の会費は以下のとおりとする。

- (1) 入会金20万円を入会の際に支払う。
- (2) 年会費5万円を毎年7月末までに支払う。

(資格の取得)

第4条 団体会員の資格は、本法人の理事会の承認を受け、入会金を納入した後、団体会員名簿に登録されることにより取得する。

(資格の消失)

第5条 団体会員が退会する場合は、退会申請書を本法人代表理事に提出する。

(事業の分掌)

第6条 団体会員が本法人の事業の分掌を希望する場合は、所定の申請書を提出し、本法人理事会の承認を受けなければならない。

(既存団体)

第7条 既存団体は本法人発足時に本規程による入会手続きに関わらず、当然に団体会員として認める。この場合、当該既存団体は、1条2号に定める社員の人数に係る制約を受けず、3条1号に定める入会金は免除する。

補足 既存団体とは下記の14団体とする。

1. DJ(ダンシングジュピター)
2. DM(ダンシングマスターズ)
3. ExD(エクセレントダンサーズ)
4. GC(ガーデニアサークル)
5. HSD (ハラスクールオブダンシング)
6. IBD21(インターナショナルボールルームダンサーズ21)
7. MBK(梶岡舞踏研究会)
8. MW(東京モダンウォルサーズ)
9. NCD(ニューコメットダンサーズ)
10. N・DS(ニューダンシングストラクチャー)
11. PhD(フェニックスダンサーズ)
12. SD(スターライトダンサーズ)
13. TWD(ザ ワールドダンサーズ)
14. VVD(ビビットダンサーズ)

付則 2024 年(令和6年)12月19日 理事会承認

名誉顧問規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟(以下「本法人」という。)定款第31条及び、第32条に定める名誉顧問の推薦基準及び職務等について定める。

(選任基準)

第2条 名誉顧問の選任は東部総局又は本法人に多大な功勞をし、かつ次の各号の選任基準を満たした社員の中から選任する。

- (1) 本法人又はその前身である財団法人日本ボールルームダンス連盟東部総局(以下「東部総局」という。)において、局長、代表理事又は業務執行理事に2期以上就いたこと。
- (2) 本法人又は東部総局において、その内部で組織した部会の長(部長)又は監事の長(監事長)に通算して10年間(5期)就いたことがあり、選任時満70歳以上であること。
- (3) 本法人又は東部総局において、理事又は監事に通算して20年間就いたことがあり、選任時満70歳以上であること。
- (4) 支局長又は都県連盟の長に通算して6年就き、かつその間に本法人又は東部総局において、理事又は監事に通算して6年間就いたことがあり、さらにブロック長に6年間就いたことがあり、選任時満70歳以上であること。

(選任手続)

第3条 名誉顧問の承認について、理事会の決議があり、本人がその就任を承諾した場合は、代表理事が委嘱し、その選任について、次に開催する社員総会で報告する。

(任期)

第4条 名誉顧問の任期は定めないものとする。但し、名誉顧問は、いつでも辞任することができる。

(会費の免除)

第5条 名誉顧問の会費負担の免除は、定款第8条第2項に基づく社員総会の決議によるものとする。

(名誉顧問会議)

第6条 定款第32条第3項に規定する名誉顧問会議は、名誉顧問、代表理事、各業務執行理事、監事で組織される会議とし、本法人の諮問機関として、必要に応じて、適宜、開催する。

- 2 代表理事に指名された理事は名誉顧問会議に出席し必要な意見を述べることができる。

(職務等)

第7条 名誉顧問は、理事会の要請があるときはこれに出席して、必要な意見を述べるすることができる。

- 2 名誉顧問は、本法人が開催する競技会及び各種イベントに出席し、本法人の要請により必要な職務を遂行する。
- 3 名誉顧問は、ダンスアカデミー選考会の選考委員となり、同会に出席し、選考の職務を遂行する。

(推薦手続)

第8条 名誉顧問を推薦する場合は、本規程第2条に定める選任基準について理事会に報告するものとする。

(規程の改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の決議による。

付則 2014 年(平成26年)11月27日 理事会承認。

賛助会員規程

第1条 一般社団法人 東部日本ボールルームダンス連盟(以下「本法人」という。)の定款第6条第6号に規程する賛助会員は、本法人の目的に賛同し、事業の推進を援助する意志を有すると認めた者とする。

第2条 賛助会員となるには、他の社員1名の推薦を得た上で、所定の申込書(別票)を代表理事宛に提出して、理事会の承認を得なければならない。

第3条 賛助会員は、本規程に定める年会費を納入しなければならない。

- ① 金額 1口100,000円(1口以上何口でも可能)
- ② 納入時期 入会日を含む当該事業年度の末日まで
- ③ 返還について 理由を問わず納入された年会費は返還しない。

第4条 本法人は、賛助会員に対して、日本インターナショナル選手権、スーパージャパンカップ選手権、本法人が所管するJBDFダンス選手権大会等の各競技会の観戦案内及びタイムスケジュールを通知する。

第5条 前条の観戦を希望する賛助会員に対しては、観戦席を指定して確保し(原則として1席とする。)、当該競技会のプログラム等を交付する。但し、観戦は有料とする。

- 2 本法人の主催する競技会は原則として無料とする。

第6条 賛助会員は、代表理事に退会届を書面で提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 賛助会員は、第3条の年会費の支払を2年以上怠った場合は、その資格を喪失する。

第7条 本規程の改正は、理事会の決議による。

付則 2014年(平成26年)11月27日 理事会承認

一般社団法人 東部日本ボールルームダンス連盟 協力団体規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟(以下、本法人という)定款第5条に定める協力団体である、都県各ボールルームダンス連盟(以下、都県連盟という)と、本法人の関係につき必要な事項を定めることを目的とする。

(独自性と協調、協力)

第2条 都県連盟と本法人は相互の独自性を尊重しつつ、互いに信頼、協調、協力しあい、ボールルームダンスに関する事業の発展に努めるものとする。

(定款及び諸規程の遵守)

第3条 都県連盟は、協力団体として、本法人の定款及び諸規程を遵守するものとする。

(ブロックの構成)

第4条 都県連盟は、相互に協力し合うブロックを構成することができる。

(公認競技会の開催)

第5条 都県連盟は、本法人が公認するボールルームダンス競技会を、単独または、ブロック等の合同で開催することができる。

(資格・試験制度における連係)

第6条 都県連盟と本法人は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟(以下、日本ボールルームダンス連盟という)の資格・試験制度の維持、発展の為に、試験委員及び講師の任免・登録、並びに各種試験の実施、等に関し相互に緊密な連係をはかるものとする。

(会員)

第7条 本法人の管轄する都県に、住所又は勤務地若しくは活動拠点を置く会員で、日本ボールルームダンス連盟の正会員になろうとする者は、都県連盟に申請し、本法人の理事会の承認を得ることを必要とする。

2 前項の会員が、日本ボールルームダンス連盟の正会員の資格を得たときは、本法人の会員として登録される。

(登録選手)

第8条 第5条に定める公認競技会にはノービス競技会を除き、原則として、本法人に登録された選手が出場することができる。

(審査員)

第9条 第5条に定める公認競技会は、原則として、本法人に登録された審査員によって審査される。

(必要事業の協力)

第10条 都県連盟と本法人は、共通の目的を達成するために必要な事業を協力して行うことができる。

(都県連盟長会議)

第11条 本法人は、相互の理解を深め、事業の円滑化と発展をはかるために、随時、都県連盟の長と会議を開くものとする。

(事業報告書等)

第12条 都県連盟は本法人に、その事業年度ごとの事業報告及び決算書、並びに翌事業年度の事業計画及び予算書を、事業年度の終了後3か月以内に提出するものとする。

(都県連盟分担金)

第13条 都県連盟は本法人に対し、都県連盟分担金 2 万 5 千円を、毎年 7 月末までに支払うものとする。

付 則 2014 年(平成26年)11月27日承認

復会規程

(復会)

第1条 定款第7条に準じ、本法人諸規程に基づき、本法人を退社、除名または社員資格の喪失した者も入社の申請をする事ができる。

(申請)

第2条 前条の復会を申請しようとするときは、入社規程の手続きに準ずるものとする。

付則 2017 年(平成29年)6月22日 理事会承認

チェッカー委員及びチェッカー委員会に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人日本ボールルームダンス連盟(以下、公財 JBDF という)の「チェッカー委員の認定等に関する規程」、及び一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟(以下、本法人という)理事会規程第1条(10)④、審査員規程第27条第4項、及び審査員規程施行細則第7条の規定に基づき、チェッカー委員の資格の認定及びチェッカー委員会の運営に関し必要な事項を定める。

第2章 チェッカー委員

(チェッカー委員と、規定フィガー及び服装規程)

第2条 チェッカー委員とは競技会において、選手の使用するフィガー及び服装が規程に適合しているかを判断し、競技規程第2条(ボールルームダンステクニク全て、又は大会要項)、第9条(服装規程)、第10条(アマチュアノービス級の服装規程)及び第28条(ジュブナイルのフィガー及び服装規制)の規定に違反している選手に注意を行う者をいう。

(規定違反者への措置)

第3条 規定違反をした選手への注意は、違反を犯した予選、準決勝、又は決勝の終了後直ちに行うものとする。

2. 注意の呼び出しに応じない選手については、その注意を1回受けたものとみなす。
3. 決勝において規定違反の注意を受けた選手については審査員長に報告し、その処置を委ねる。
4. 同一の規定違反の注意を3回以上受けた選手、又は同一の規定違反の注意をすでに2回受け決勝においても同一の規定違反の注意をうけた選手については審査員長に報告し、その処置を委ねる。
5. 審査員長は、大会委員長と協議を行なった上で、本条第3項の報告を受けた選手についてはその種目を最下位、又は本条第4項の報告を受けた選手については失格とすることができる。

(チェッカー委員の報告義務)

第4条 チェッカー委員は、規定違反した選手に行った注意の内容について審査員長に報告するとともに、チェッカー委員会に報告書を提出するものとする。

(チェッカー委員の資格認定料)

第5条 チェッカー委員の資格認定料は、別に定める。

第3章 チェッカー委員会

(チェッカー委員会)

第6条 審査員規程第27条第4項に基づき、チェッカー委員を管理、及び運営する部門として、審査部内にチェッカー委員会を設置する。

2. チェッカー委員会の長は審査部長、または審査部長の指名により本法人会長により任命された者が務める。

(チェッカー委員の資格認定及び管理運営)

第7条 チェッカー委員の資格認定及び管理運営は審査部が所管し、チェッカー委員会がその業務を行う。

2. 定款第5条に定める各都県ボールルームダンス連盟(以下、各都県連盟という)は、チェッカー委員会に、新たなチェッカー委員の資格認定を要請することができる。

(チェッカー委員の種別)

第8条 チェッカー委員の資格認定は、ボールルーム及びラテンそれぞれについて行い、両方の資格認定を妨げないものとする。

(資格認定の要件)

第9条 チェッカー委員の資格認定には次の各号全ての要件を満たしていなければならない。

- (1)公財 JBDFプロフェッショナルダンス教師4級以上、又はJBDFアマチュアダンス指導員2級以上の資格を有する者であること。
- (2)公財 JBDF の正会員2名以上の推薦。
- (3)本法人、又は各都県連盟の推薦。
- (4)チェッカー委員会の指定する講習及び研修を受けていること。

(講習及び研修)

第10条 チェッカー委員会は、チェッカー委員の資格認定のための講習及び研修を行わなければならない。

2. チェッカー委員会は、本条第1項の講習及び研修を各都県連盟に委嘱することができる。
3. チェッカー委員の資格認定を受けた者は、随時、チェッカー委員会が行う講習及び研修を受けるものとする。

(チェッカー委員の登録)

第11条 チェッカー委員の資格認定を受けた者は、チェッカー委員名簿に登録される。

2. チェッカー委員名簿は、本法人及び各都県連盟が保管する。
3. チェッカー委員名簿は、毎年度末に更新される。

(チェッカー委員登録の抹消)

第12条 チェッカー委員は次の各号に該当したときは、チェッカー委員の資格を失い、チェッカー委員の登録を抹消される。

- (1) 本法人の社員、又は各都県連盟の会員ではなくなった時。
- (2) 本人からの辞退の届出が受理された時。
- (3) 満80歳に達した時。
- (4) チェッカー委員の登録を抹消することに、相当な理由があると認められる時。

2. 各都県連盟がチェッカー委員の登録を抹消するには、本法人審査部の承認を経なければならない。

(競技会におけるチェッカー委員)

第13条 競技規程第2条に定める、チェッカー委員の必要な競技会においては、複数のチェッカー委員を置くものとする。

(チェッカー委員の指名)

第14条 審査員規程施行細則第7条第3項に定める通り、該当する競技会におけるチェッカー委員の指名は、チェッカー委員名簿に基づき、審査部が行う。

2. 審査部は、チェッカー委員の指名を、各都県連盟、又は団体会員規程に定める団体会員(以下、団体会員という)に委嘱することができる。

3. 本条第2項によりチェッカー委員の指名の委嘱を受けた各都県連盟、又は団体会員は、指名したチェッカー委員の氏名を審査部に報告するものとする。

第4章 規定フィガー及び服装規程

(規定フィガー)

第15条 使用フィガーの指定がある競技会において使用できるフィガー及びアマルガメーションを規定フィガーという。

2. 当該競技会における規定フィガーは、競技規程第2条、第3条及び第28条に定めるものとする。

3. ジュブナイル競技会の競技規程第3条又は第28条に定めるフィガーの規制は大会要項等により別に定める。

(服装規程)

第16条 当該競技会における服装は、競技規程第9条第10条及び第28条、又は大会要項に定める服装規程によるものとする。

2. ジュブナイルの服装における、競技規程第9条の指定及び第28条の服装規制は別に定める。

附則1. 第12条第1項第3号の規定は、当分の間、本法人理事会の定めるところによる。

附則2. 2016年(平成28年)6月23日 理事会承認により制定

一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟 規程集

発行責任者 代表理事 藤本明彦

〒103-0007

東京都中央区日本橋浜町2丁目33番4号

日本ダンス会館 4F

Tel 03-5652-7361 Fax 03-5652-7363

2026年(令和8年)1月1日発行